

従業員積立基金（EPF）および従業員年金基金（EPS）

加入対象

従業員の国籍	20名以上を正規雇用し基金へ強制加入している組織（契約労働者を含める）	20名未満を正規雇用し基金へ任意に加入している組織	20名未満を正規雇用し基金へ未加入の組織
インド人	1952年従業員積立基金および雑則法（Employees' Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952）の下で定義されている月給15,000ルピー以下の従業員は強制加入、月給15,000ルピー超の従業員は任意加入* *任意加入に同意する場合には、加入し続ける必要がある。	1952年従業員積立基金および雑則法（Employees' Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952）の下で定義されている月給15,000ルピー以下の従業員は強制加入、月給15,000ルピー超の従業員は任意加入* *任意加入に同意する場合には、加入し続ける必要がある。	加入の必要なし
外国人 (International Worker)	全て強制加入	全て強制加入	加入の必要なし

- 基金に加入しているインド企業・組織で働く外国人も強制加入。
- 組織形態は会社に限らず、支店、駐在員事務所も含む。
- 駐在期間を問わず、着任した日から加入が義務付けられる。
- 雇用主が変わった場合、外国人はEPF残高を新しい雇用主に移すことができる。
- 社会保障協定（SSA）を締結する国（国外）に派遣されたインド人で、かつ、当該社会保障協定が適用となるインド人も「インターナショナルワーカー」となる。しかし、本国（インド）から社会保険加入証明書（certificate of coverage : CoC）を取得している場合は、当該国での社会保障への加入が免除される。未締結国に派遣されたインド人は対象外となる。
- 同様に、社会保障協定（SSA）を締結している国からインドに派遣された外国人は、当該国から社会保険加入証明書を取得している場合には、インドでの社会保障加入が免除される。
- 国外で外国法人に雇用されているインド人、ならびに在外インド法人に雇用される外国人は対象外。

対象となる報酬（1952年従業員積立基金および雑則法（Employees' Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952）第6条、1952年従業員積立基金制度（Employees' Provident Funds Scheme, 1952）Paragraph 29）

1. インドの雇用主から支払われるルピー建の基本給
2. 国外においてインドでの勤務の対価として支払われる外貨建て基本給（支払日と為替レートを明記）
3. 補填手当（Dearness Allowance；インフレ手当、特別都市手当などが該当）
4. 残留手当（Retention Allowance；組織帰属へのインセンティブとして与えられる手当。転職の多いIT企業幹部の給与などによく見られる）

対象とならない報酬（1952年従業員積立基金および雑則法（Employees' Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952）第2条b項）

1. 住宅手当
2. 時間外手当
3. ボーナス
4. 雇用主から贈られたもの
5. その他の手当で（インド基金事務局又は税務および積立基金の専門家に要相談）

2019年2月に下された最高裁判所の判決により、雇用主がその従業員に支払う「手当」は基本給の範囲に含まれ、積立対象となった。また、最高裁判所は次の手当のみが積立額計算のため基本給対象外となることを明確にした。

- 流動性のある手当（個人の業務効率等に応じて支払われる手当）
- 生産数量の増加に対するインセンティブ
- 特定カテゴリー（給与面）に属する従業員には支払われていない手当
- 一部の従業員に対してのみ支払われる特別な手当

6. 贈答品

積立料率

負担主	積立先	料率
従業員	積立基金(EPF)（1952年従業員積立基金制度（Employees' Provident Funds Scheme, 1952）Paragraph 29(2)）	12%
	従業員国家保険公社（Employee's State Insurance Corporation (ESIC)）	0.75%（2019年7月1日以降、従来の1.75%から引下げ）

雇用主	年金基金(EPS) (1952年従業員積立基金制度 (Employees' Provident Funds Scheme, 1952) Paragraph 29(1)、1995年従業員年金制度 (Employees' Pension Scheme, 1995) Paragraph 3(1))	(1) 9.49% ※インド最高裁判所の指示に従い、従来の8.33%に1.16%追加分を含め EPS 拠出金は9.49%に引き上げられた(2023年5月3日付労働雇用省通達 S.O. 2061(E))。 なお、外国人の場合は8.33%。 なお、インドでの駐在開始日が2014年9月1日以降の外国人で、かつ、15,000ルピー以上の月給を受領している場合は年金基金に加入不要、積立基金に全加入となる。
	積立基金(1952年従業員積立基金制度 (Employees' Provident Funds Scheme, 1952) Paragraph 29(1)、1995年従業員年金制度 (Employees' Pension Scheme, 1995) Paragraph 3(1))	(2) 12% - (1) ※上の数式は12%から(1)を差し引くことを表す 従業員数が20人未満の場合は10%。 この12%のうち、8.33%がEPSに充当される。
	管理費(1952年従業員積立基金制度 (Employees' Provident Funds Scheme, 1952) Paragraph 38(1))	(3) 1.1% ※1998年から2014年までは積立金に加算されない 2015年1月1日以降は、0.85%、或は、500ルピー どちらか高い方 2017年4月1日以降は、0.65%、或は、500ルピー どちらが高い方 2018年6月1日以降は、0.50%、或は、500ルピー どちらが高い方 免除対象となる企業(社内の組立基金信託がある企業)に対しては、当該管理費の代わりに検査費(15,000ルピーの0.18%または、5ルピーどちらが高い方)が適用される。

	1976年従業員デポジットリンク 保険制度（1952年従業員積立 基金および雑則法 （Employees' Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952）第6C 条2項、第6C条4項a）	<p>(4) 0.5% ※積立金に加算されない ※対象上 限 15,000 ルピー</p> <p>(5) 0.01% ※積立金に加算されない ※対象 上限 15,000 ルピー</p> <p>2015年1月1日以降は、0.01%、或は、200 ルピー どちらか高い方（2017年4月1日以降は、（5）に 加入する必要はなくなった）</p> <p>免除対象となる企業に対しては、管理費の代わりに 検査費（0.005%または、1 ルピーどちらが高い方） が適用される。</p> <p>ただし、Employees' Provident Fund and Miscellaneous Provisions Act 1952 の第17条(2A) に基づき、雇用主が他のスキームによるより良い従 業員保険を選択した場合、EDLI スキームへの拠出を 停止することができる。</p>
	従業員国家保険公社 （Employee's State Insurance Corporation (ESIC)）	3.25%（2019年7月1日以降、従来の4.75%から引 下げ）
政府	年金基金（1995年従業員年金 制度（Employees' Pension Scheme, 1995）Paragraph 3(2)）	1.16%（外国人を除く） ※ただし対象上限 15,000 ルピー -（2014年9月1日後登録したインド人は適用対 象外）

（例）Rs. 月々10万の対象給与を受け取っている外国人の場合（インドでの駐在開始日が2014年9月1日以降の場合）

従業員負担=Rs. 12,000

雇用主負担=

2014年9月1日から2014年12月31日まで：Rs. 0+Rs. 12,000+Rs. 1,100+Rs. 75+Rs. 2=Rs. 13,177

2015年1月1日以降：Rs. 0+Rs. 12,000+Rs. 850+Rs. 75+Rs. 200=Rs. 13,125

2017年4月1日以降：Rs. 0+Rs. 12,000+Rs. 650+Rs. 75+Rs. 0=Rs. 12,725

2018年6月1日以降：Rs. 0+Rs. 12,000+Rs. 500+Rs. 75+Rs. 0=Rs. 12,575

よって、月々の積立金は、年金基金はRs. 0、積立基金はRs. 24,000となる。

積立金の払い戻し（脱退）

年金（1995年従業員年金制度（Employees' Pension Scheme, 1995）Paragraph 43A(7)）＝58歳以上に達した場合、または職務に復帰できない程度の障害を有した場合

※ただし、10年以上の積立期間が必要。社会保障協定（SSA）を締結していない国からの International Worker は10年未満の積立期間の場合に、年金の脱退給付は不可能。

勤続10年未満で勤続6ヶ月以降のEPS 拠出金の払い戻しは、2ヶ月間失業していた場合に限り認められる。

勤続10年以上で50歳以上であれば、年金の早期払い戻しは可能であるが、年金額は減額される。

退職一時金（積立金）（1952年従業員積立基金制度（Employees' Provident Funds Scheme, 1952）Paragraph 69）＝58歳以上に達した場合、職務に復帰できない程度の障害を有した場合、リストラに伴い退職した場合、海外に移住する場合、海外に職を得た場合（社内異動を除く）

※ただし、外国人が、転職時、あるいは、加入していない企業に転職した際に、払い戻しを申請しても、当該加入金は58歳まで引き出せない。

課税関係

- 従業員のEPF 支払額は従業員の個人所得税上の総課税所得から控除が認められている。ただし、各税務年度につき15万ルピーを上限とする。
- 雇用主のEPF およびEPS 負担分は、従業員の個人所得税上の課税所得となるが、所得控除対象外。なお、雇用主の負担分12%までは従業員の個人所得税上の課税所得にはならない（超えると課税所得になる）。ただし、雇用主によるPF、NPS および年金基金に拠出した金額の合計が75万ルピーを超える場合は課税対象となる。また、当該超過額に係る利息および配当金についても課税対象となる。
- 上記に従うことを条件とし、継続的拠出で毎年発生するEPF への雇用者拠出に係る利子で、継続的な掛金に対して毎年発生するものは、被雇用者の手元で課税される25万ルピー以上の限度額までは非課税である。雇用主がEPF に拠出していない場合、50万ルピーまでのEPF 拠出利息は非課税となる。
- インド企業における勤務期間が5年未満でEPF 払い戻しを申請した場合、雇用主負担分と利子は、従業員の個人所得税上、課税対象。なお、従業員負担について従業員が過去の税務申告において所得控除を適用していた場合には、従業員の個人所得税上、当該適用額までは課税対象。加入期間が5年以上の場合、非課税。今般、カルナータカ州の高等裁判所がベンガルール市の所得税裁判所の判決を認め、退職後に受領する積立金に係る利子は所得控除対象外で課税対象となる。
- 一時的なEPS の払い戻しは課税対象。

社会保障協定（SSA）締結国への待遇

- 当該相手国へ派遣された労働者の当該相手国の社会保障制度加入の免除（当該相手国に於ける社会保障の条件に従って）
- 受給資格者は、当該相手国において減額なく年金を受け取ることができる
- 当該相手国へ派遣されていた期間も加入期間とみなす

（注）現在、ベルギー、フランス、ドイツ（非包括的）、スイス、ルクセンブルグ、デンマーク、ハンガリー、オランダ、韓国、スウェーデン、フィンランド、チェコ、ノルウェー、オーストリア、カナダ、オーストラリア、ポルトガル、ブラジル、日本、ケベック州との SSA が発効済み。詳細は **EPF India** のウェブサイトを参照。